中に提出を

早めに手続きをしてください また、手当を受けている方は、 児童手当は、保護者からの申請に基づき支給されます。 現況届の提出が必要です。

【現況届に必要なもの】

③所得証明書(請求する年の1 ②健康保険証の写し、 ①現況届(受給中の方には郵送) 月1日に横芝光町に住所がな リーマンの場合) 金加入証明書(請求者がサラ または年

④印鑑(認印 かった方)

◎児童手当の支給対象

間にある児童)を養育している 得が一定額以上の場合は支給さ 歳到達後最初の3月31日までの れません。 方に支給されます。ただし、所 小学校6年生までの児童(12

> 支給されます。 けられない方は、その人の前年 特例給付(児童手当と同額) 所得が一定額未満の場合に限り が

◎手当の支給

までを支給します。 月の3回で、それぞれの前月分 した月の翌月から支給されます。 支給月は毎年2月・6月・10 児童手当の支給は、認定請求を

◎申請

請求手続きをしてください。 当を受ける対象となった方は、 ※町民サービスセンターでは受 ださい。 付できませんので、ご注意く 出生、転入等により新たに手



6 6

○支給額(月額)

児童の年齢及び出生順位		支給月額 (1人につき)
3歳の誕生月分まで	出生順位にかかわらず	10,000円
3歳の誕生月の翌月から	第1子・第2子	5,000 円
	第3子以降	10,000 円

所得制限により児童手当を受

◎特例給付

全国

どもの人権 6月28日(日)~ 7月4日(土)

「いじめ」など、子どもの人権に関わる相談を受付ます。

6月28日(日)

午前10時~午後5時

6月29日(月)~7月3日(金)

午前8時30分~午後7時 7月4日(土)

午前10時~午後5時

30 1 2 0 - 0 0 7 - 1 1 0 相談ダイヤル

◆問い合わせ

千葉地方法務局人権擁護課

8043-302-1319

FAX 0 4 3 - 2 4 7 - 9 6 6 6

干葉県特定不妊治療費 助成事業のお知らせ

対象となります。 定不妊治療を受けた方が対象 しています。 し、通算して5年度分が助成の 知事が指定する医療機関で特 1回の治療につき10万円ま 1年度あたり2回を限度と

受精・顕微授精)を受けている

業の詳細については、 わせください。

お問い合

申請期限や必要書類など、事

県では、特定不妊治療(体外

方を対象に治療費の一部を助成

◆問い合わせ

(山武

(代表)